

○中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則

平成3年12月21日

規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例（平成3年中井町条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態及び学校）

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は別表第1のとおりとする。

2 条例第2条第1項に規定する規則で定める学校は別表第2のとおりとする。

（条例第2条第2項の規則で定める児童の状態）

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童を監護しない父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が第4条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

（条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態）

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第3のとおりとする。

（条例第2条第2項第5号の規則で定める児童）

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか不明な児童

（条例第3条第1項の規則で定める社会保険各法）

第6条 条例第3条第1項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

第7条 削除

（条例第3条第2項の規則で定める医療費助成事業）

第8条 条例第3条第2項第3号に規定する医療費助成事業は、中井町重度障害者医療費助成事業とする。

（条例第4条第1項の規則で定める額）

第9条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる児童の養育者を除く父又は母等にあつては別表第4、次の各号に掲げる児童の養育者にあつては別表第5のとおりとする。

- (1) 条例第2条第2項第1号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第5条第5号に該当する児童

2 前項の場合において、ひとり親等（父又は母に限る。）の監護する児童が父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、当該費用の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）については、当該ひとり親等が支払を受けたものとみなして、所得の額を計算するものとする。

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は別表第6のとおりとする。

（条例第4条第1項の所得の範囲）

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、前々年の所得のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子

並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（次条において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）及びひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。次条第1項において同じ。）に係る所得とする。

（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除き、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条

約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額の合計額、並びにひとり親等（父又は母に限る。）がその監護する児童の父又は母から当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の道府県民税につき地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号、又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、又は配偶者特別控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の道府県民税につき地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）
- (3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母を除く。）については、27万円
- (4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号の2に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。）については、35万円
- (5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円
- (6) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者については、当該免除に係る所得の額
（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他の事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた月から翌年の12月31日まで、前々年における当該被害者の所得に関しては条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

(条例第5条の医療証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書（現況届）（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は社会保険各法による被保険者、組合員、若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（第2号様式）
- (3) 世帯の状況を証する書類
- (4) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書
- (5) ひとり親等及び扶養義務者等の前々年の所得の状況を証する書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第2号から第5号の書類の添付を省略することができる。

3 中井町長（以下「町長」という。）は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、福祉医療証（第3号様式）（以下「医療証」という。）を交付し、また、同条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書（第4号様式）により通知する。

(医療証の有効期限)

第14条 医療証の有効期間は、毎年12月31日までとし、1月1日に更新する。

(医療証の返還)

第15条 対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに医療証を町長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第16条 対象者は、医療証を破り、汚し又は失つたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書（第5号様式）により町長に医療証の再交付を申請することができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その医療証を添えなければならない。

3 対象者は、医療証の再交付を受けた後において、失つた医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を町長に返還しなければならない。

(条例第7条の助成の方法の特例)

第17条 条例第7条第2項に規定する特別の理由とは次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法により対象者に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき
- (2) 前号に定める場合のほか、町長が特別に必要があると認めたとき

2 条例第7条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとするひとり親等はひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書（第6号様式）により町長に申請しなければならない。

3 前項の申請には第1項の療養費又は家族療養費の支給を証する書類を添付しなければならない。ただし、中井町が国民健康保険法による保険者として対象者に係る療養費を支給する場合における申請についてはこの限りでない。

（条例第8条の規則で定める届出）

第18条 条例第8条第1項の規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更（消滅）届（第7号様式）に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書（現況届）（第1号様式）に認定調書及びひとり親等及び扶養義務者等の前年の所得を証する書類を添えて毎年行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者が引き続き手当を受けられるときは、届出は省略することができる。

（受給資格消滅の通知）

第19条 町長は、対象者が条例第3条に該当しなくなつたと認めたときは、ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書（第8号様式）により通知する。ただし、対象者が死亡した場合は、この限りでない。

（添付書類の省略）

第20条 町長は、この規則によりひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請書（現況届）（第1号様式）又はひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更（消滅）届（第7号様式）に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

附 則（平成 9 年規則第 9 号）

この規則は、平成 9 年 10 月 14 日から施行する。ただし、別表第 4 から別表第 6 の改正規定は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年規則第 26 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 10 年 8 月 1 日から適用する。ただし、別表第 4 から別表第 6 の改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年規則第 11 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

附 則（平成 18 年規則第 17 号）

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 12 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 13 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 3 号様式の改正規定及び第 2 条の規定は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 7 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 10 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年規則第 14 号）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、第 1 条の規定による改正前の中井町情報公開条例施行規則、第 2 条の規定による改正前の中井町個人情報保護条例施行規則、第 3 条の規定による改正前の中井町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における基準該当事業者の登録等に関する規則、第 4 条の規定による改正前の中井町児童福祉法施行細則、

第5条の規定による改正前の中井町保育の利用に関する規則、第6条の規定による改正前の中井町子どものための教育・保育給付に係る支給認定等に関する規則、第7条の規定による改正前の中井町小児医療費の助成に関する条例施行規則、第8条の規定による改正前の中井町ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則、第9条の規定による改正前の老人福祉法施行細則、第10条の規定による改正前の中井町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第11条の規定による改正前の中井町身体障害者福祉法施行細則、第12条の規定による改正前の中井町知的障害者福祉法施行細則、第13条の規定による改正前の中井町営住宅条例施行規則、第14条の規定による改正前の中井町介護保険料及び利用者負担額の減免等に関する規則、第15条の規定による改正前の中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則、第16条の規定による改正前の中井町都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則、第17条の規定による改正前の中井町公共下水道事業受益者分担金条例施行規則及び第18条の規定による改正前の中井町指定下水道工事店規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年規則第15号）

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第7号）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和4年規則第11号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第11条の規定は、令和2年以後の年の所得によって算定される医療費の助成の制限について適用し、令和元年以前の所得によって算定される医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの

- 4 そしやくの機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢の親指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢の親指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第2 (第2条関係)

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程(同法第58条第1項に規定する専攻科及び別科を除く。)
- 2 学校教育法第1条に規定する高等専門学校(第4学年以上の者を除く。)
- 3 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 4 学校教育法第125条第1項に規定する専修学校の高等課程
- 5 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

別表第3 (第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの

- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となつた傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第4（第9条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に、当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。以下この項において同じ。）又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）1人につき150,000円をその額に加算した額)

別表第5（第9条関係）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
-------------	----

0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第6 (第9条関係)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

⑧ ひとり親家庭等医療費助成事業
医療証交付申請書(現況届)兼受給者台帳

(表)

① 申請者	②(ふりがな)氏名	()		男 女	生年月日	年 月 日 生		
	住所	〒 中井町		電話 ()				
	職業			勤務先				
	勤務先地	〒		電話 ()				
	生活保護受給状況	受給(年 月 日から)・非受給		児童扶養手当の受給状況	受給(年 月 日から)・非受給			
②ひとり親家庭等となつた理由	ア (父、母)死亡 イ 離婚 ウ (父、母)障害 エ (父、母)生死不明 オ (父、母)遺棄 カ (父、母)拘禁 キ 未婚の母で父がいない ク キかどうかわからない ケ 父母死亡 コ その他()							
③ 家族の状況	②(ふりがな)氏名	生年月日	続 柄	男 女	同居 別居の別	監護又は養育を 始めた年月日	障害者医療の 助成の有無	* 対象(受給者番号) 非対象の別
			申請者 本人	男 女			有 無	(非対象)
				男 女	同居 別居		有 無	(非対象)
				男 女	同居 別居		有 無	(非対象)
				男 女	同居 別居		有 無	(非対象)
④ 児童に障害があるとき	* 障害確認の内容							
	氏 名	障害 名	確認書類	手帳等の番号	等 級	発 行 者		
[注]確認書類欄は次の書類番号を記入すること [1] 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当 5 その他()]								
⑤ 児童が在学歳	氏 名	学 校 名	学 校 種 別	課 程	学 年	*在学証明		

⑨ 加入医療保険の状況

被保険者(世帯主・組合員)氏名	申請者との続 柄
被保険者証記号番号	保険者 名 符号 名称
保 險 者 所 在 地	電 話 ()
附 加 給 付 の 有 無	

年 分 所 得	⑦申請者	⑧配偶者	⑨ 扶養義務者
氏 名			
⑩ 同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)	(人)	(人)	(人)
⑪ 上記以外で前々年の12月31日において申請者によつて生計を維持している児童	人		

* ⑩ 所得 額	円	円	円	円
の 控 除 額	⑫ 障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の数	(人)	(人)	(人)
	⑬ 障害者・特別障害者・老年者・寡婦(寡夫)・勤労学生の別	円	円	円
	⑭ 他の控除	円	円	円
	⑮ 社会保険料等相当額	80,000円	80,000円	80,000円
	⑯ 控除 額 計	円	円	円
* ⑯ 控除後の所得額	円	円	円	円
* ⑰ 所得 限 度 額	円	円	円	円
* 提出書類	世帯の状況を証する書類 住民票記載事項証明書 所得証書 健康保険証	[添付] 児童扶養手当証書 [添付] 児童扶養手当証書 [添付] 児童扶養手当証書 [提示]	[公簿確認] 公簿確認 [公簿確認] 公簿確認 [公簿確認] 公簿確認 [公簿確認]	

(注意) 1 *の欄は記入しないでください。2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療証の交付を申請します。
現況を届出します。

住所 中井町
氏名

(裏)

〔記入上の注意〕

1 ①の欄

(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入して下さい。現住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入して下さい。

(2) 「生活保護、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者及び児童について記入してください。

4 ④の欄

児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。

5 ⑤の欄

児童が18歳に達した年の年度末以後も高等学校等に在学する場合、氏名と学校の内容を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「政管」は政府管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済、私立学校教職員共済の略です。

7 ⑧の欄

事実上婚姻関係にある配偶者を含みます。

8 ⑨の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑩の欄

地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その人の数を()内に再掲してください。

10 ⑪の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳未満の児童(障害者又は高等学校等に在学する場合は20歳未満の者)をいいます。

11 ⑫の欄

新規申請の場合は前々年、現況届の場合は前年の都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び長期・短期譲渡所得金額の合計額ですが、額の記入は必要ありません。

12 ⑬の欄

⑩の欄の同一生計配偶者、扶養親族のうち、地方税法に定める障害者及び特別障害者である人の数を記入してください。

13 ⑭の欄

該当者が地方税法に定める障害者、特別障害者、老年者、寡婦(寡夫)又は勤労学生であるときに、該当するものを○で囲んでください。

14 ⑮の欄

地方税法に定める雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除又は配偶者特別控除等を受けているときの控除額等を記入する欄です。

15 この申請書(現況届)に添えていただく書類は次のとおりです。

- (1) あなたと児童の健康保険証
- (2) 世帯の状況を証する書類
- (3) 世帯全員の住民票記載事項に関する証明書(続柄表示のあるもの)
- (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
- (5) 認定調書
- (6) ④記入の場合確認書類、⑤記入の場合在学証明書
- (7) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)～(6)の書類は必要ありません。)

16 この申請書(現況届)についてわからないことがありましたら、担当の職員におたずねください。

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄ア死亡に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町
氏 名

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄イ離婚に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した児童 の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町
氏 名

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄ウ障害に該当する場合)

障害の状態にある児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		
上記の障害確認が診断書による場合		
就 労 状 況		1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況		1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況		通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町
氏 名

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄エ生死不明に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期 間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状 況	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町

氏 名

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄オ遺棄に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童との関係	1 実父 2 義父 3 認知した父 4 実母 5 義母
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子供の安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度)
仕送り	1 無 2 有 定期的 月 円 時々 1回 円 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)
離婚の意志	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親
遺棄している児童の父又は母の酒乱又は暴力行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の異性関係	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の犯罪行為	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母のサラ金業者からの借金	1 無 2 有
遺棄している児童の父又は母の住民登録	1 無 2 有 3 抹消予定 年 月 日
生計維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町
氏 名

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄カ拘禁に該当する場合)

拘禁されている児童 の父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添拘禁証明書
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日
中井町長 殿

住 所 中井町
氏 名

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄キ未婚の母で父がないに該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子 供 の 安 否 を 気 遣 う 電 話 手 紙 等	1 有 ア 時々有り (月 回ぐらい) イ 年 月まで有りその後無し 2 無
子 供 の 安 否 を 気 遣 う 訪 問	1 有 ア 時々有り (月 回ぐらい) イ 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 ア 定期的にあり(月 万円) イ 時々有り (月 万円) ウ 年 月まで有りその後無し 2 無
認 知 の 予 定	1 有 (年 月頃) 2 無 (理由)
生 計 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町
氏 名

第2号様式(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄々父母死亡及び
コその他に該当する養育者の場合)

児 童 の 父 の 状 況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児 童 の 母 の 状 況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町
氏 名

第3号様式(第13条関係)

(第1面)

福 祉 医 療 証	
住 所	
氏 名	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
一 部 負 担 金	入院 1日につき 0円 入院外 受診等1回につき 0円 調剤 0円 ※一部負担金を徴収しない場合、0円と記載 しています。
次の受給者は、中井町ひとり親家庭の医療費の助成に関 する条例により医療費の一部を中井町が助成するものであ ることを証明する。 中井町長 ○ ○ ○ ○	
交 付 年 月 日	年 月 日

(第2面)

(用紙 日本産業規格B7縦長型)

受 給 者 番 号・氏 名		備 考	
負 担 者 番 号			
受 給 者 番 号			
負 担 者 番 号			
受 給 者 番 号			
負 担 者 番 号			
受 給 者 番 号			

(第3面)

受 給 者		番 号・氏 名		備 考	
負 担 者 番 号					
受 給 者 番 号					
負 担 者 番 号					
受 給 者 番 号					
負 担 者 番 号					
受 給 者 番 号					

(第3面の裏)

ご注意
1 この証は、健康保険の自己負担分を助成する証ですから、大切にしてください。
2 健康保険の対象外の費用は、本制度の対象ではありません。
3 この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に取扱い病院等の窓口へ提出してください。
4 この証は、県内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。ただし、他の公費医療の適用がある場合及び県外の病院等では使えませんので、健康保険の自己負担分を病院等で支払ったうえ、その領収書等を添付して、担当窓口へ医療費の支給を申請してください。
5 受給者の資格がなくなつたときや、有効期間を経過したときは、この証を担当窓口へお返しください。
6 氏名、住所、健康保険などに変更があつたときは、担当窓口へこの証を添えて届け出てください。
7 この証を破つたり、汚したり、又は失つたりしたときは、下記の窓口で再交付を受けてください。
8 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受けた額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

第4号様式(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日

様

中井町長

年 月 日付で申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由でひとり親家庭等医療費助成事業の対象者となりませんので通知します。

理 由

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、中井町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行つた否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に中井町を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に中井町を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消の訴えを提起することができます。

第5号様式(第16条関係)

⑧ ひとり親家庭等医療費助成事業医療証再交付申請書

年 月 日

中井町長 殿

住 所 中井町

氏 名

下記の理由により、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由 1紛失 2破損 3汚した 4その他

(具体的に記入)

第6号様式(第17条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費助成事業医療助成費支給申請書

										支給決定額※		円
負担者番号								世帯主組合 員／被保険 者氏名				
受給者番号												
保険の 種類	国保 組合 政管 日雇 船員 共済			被保険者証 記 号 番 号								
保 険 者 名		符号					名称					
対 象 者 氏 名					生年月日		年 月 日					
申 請 の 種 類		一般 歯科 薬剤 看護 移送 補装具 その他										
入院・入院外の別		入院 入院外										
診療等を受けた期間		年 月 日から 年 月 日まで										
医 療 費 総 額		円										
支 給 申 請 額		円										
病 院 等 の 名 前 所 在 地												
申 請 の 理 由 (詳細に記入)												
支給額は、下記の口座にお振り込み下さい。												
振 込 先	銀行			普通	口座番号							
金 融 機 関	支店			当座	口座名義							
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の医療助成費の支給を申請します。 年 月 日 中井町長 殿 住 所 中井町 氏 名 印												

- (注意) 1 ※印欄は記入しないで下さい。
 2 町の国民健康保険以外の保険に加入している方は、保険の療養費支給決定
 通知書又は領収書を添えて申請して下さい。
 なお、保険で附加給付のある場合は申し出て下さい。

第7号様式(第18条関係)

⑤ ひとり親家庭等医療費助成事業申請事項変更(消滅)届

医療証番号	負担者番号									
	受給者番号									
変更の場 合	新氏名	() のため変更)								
	旧氏名									
	新住所	〒							☎	
	旧住所	〒							☎	
	新勤務内容	職	業							
		勤務先								
		勤務先住所								
	新加入医療保険	被保険者氏名					申請者との続柄			
		保険証記号番号					符号		名称	
保険者所在地		〒							☎	
附加給付の有無				保険の種類						
その他の事										
変 更 年 月 日		年 月 日								
消滅の場合	理由	転出(転出先 ☎) ひとり親家庭でなくなった(理由) その他 (具体的理由) 生活保護受給 死亡								
		消滅年月日	年 月 日							
		上記のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の申請事項が変更・受給資格が消滅しましたので届け出します。 年 月 日 中井町長 殿 住 所 中井町 氏 名								

第8号様式(第19条関係)

⑧ ひとり親家庭等医療費助成事業受給資格消滅通知書

様

中井町長

次のとおり、ひとり親家庭等医療費助成事業の受給資格が、消滅しましたので通知します。

記

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日

年 月 日

3 消滅した理由

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、中井町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求を行つた否かにかかわらず、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に中井町を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。
- 3 上記1の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6ヶ月以内に中井町を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消の訴えを提起することができます。

第 1 号様式（第13条・第18条関係）

第 2 号様式（第13条関係）

第 3 号様式（第13条関係）

第 4 号様式（第13条関係）

第 5 号様式（第16条関係）

第 6 号様式（第17条関係）

第 7 号様式（第18条関係）

第 8 号様式（第19条関係）